財務省

（主計局調査課長）財務事務官　中村　稔
大臣官房付を命ずる
財務大臣秘書官事務取扱を命ずる
（大臣官房企画官）同　中村　広樹
大臣官房付を命ずる
（大臣官房付・財務大臣秘書官事務取扱）同　小宮　義之
主計局調査課長を命ずる
財務大臣秘書官事務取扱を免ずる
（大臣官房付）同　冨安泰一郎
主税局総務課主税企画官を命ずる（以上十月一日）

特許庁

（審判部審判長）経済産業技官　瓜本　忠夫
辞職を承認する（九月三十日）
（特許審査第一部審査官（計測（距離・電気測定）））経済産業技官　中槇　利明
特許審査第一部審査監理官（アミューズメント）に昇任させる
（特許審査第四部審査官（電子デバイス（デバイスプロセス））同　酒井　朋広
特許審査第四部審査長（電子デバイス・情報記録）に昇任させる
（審判部審判官）同　中島　庸子
審判部審判長に昇任させる
（特許審査第一部審査監理官（アミューズメント））同　杉浦　淳
特許審査第一部審査監理官（材料分析）に配置換する
（特許審査第一部審査監理官（材料分析））同　荒巻　慎哉
（特許審査第四部審査長（電子デバイス・情報記録））同　仲間　晃
審判部審判長に配置換する（各通）（以上十月一日）

環境省

（地球環境局地球温暖化対策課長）環境技官　和田　篤也
地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室長事務取扱を免ずる
（大臣官房付）環境事務官　奥山　祐矢
地球環境局地球温暖化対策課市場メカニズム室長に配置換する
大臣官房秘書課秘書官事務取扱の併任を解除する
地球環境局総務課に併任する（以上十月一日）

防衛省

（自衛艦隊司令部）一等海佐　中園　博文
自衛艦隊司令部監察主任幕僚を命ずる
（自衛艦隊司令部監察主任幕僚）同　小松　弘明
舞鶴教育隊司令を命ずる
（舞鶴教育隊司令）同　川上　哲一
海上自衛隊東京業務隊付を命ずる
（航空幕僚監部人事教育部厚生課）一等空佐　大石　徹郎
航空幕僚監部人事教育部厚生課厚生班長を命ずる
（第六航空団飛行群司令）同　福永　充史
中部航空方面隊司令部監理監察官を命ずる
（中部航空方面隊司令部監理監察官）同　渡邊　弘
中部航空方面隊司令部付を命ずる
（航空幕僚監部人事教育部厚生課厚生班長）同　山頭　彰
第六航空団飛行群司令を命ずる
（自衛隊大湊病院長）一等海佐　井戸田　望
自衛隊大湊病院診療部長事務取扱を解く
（自衛隊舞鶴病院長）同　村上　健彦
自衛隊舞鶴病院検査研究課長事務取扱を解く（以上十月一日）

官庁報告

労働

最低賃金の改正決定に関する公示

富山労働局最低賃金公示第２号

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第12条の規定に基づき、富山県最低賃金（昭和56年富山労働基準局最低賃金公示第３号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第14条第１項の規定により公示する。

平成24年10月５日

富山労働局長　半田　和彦

第４号中「１時間692円」を「１時間700円」に改める。

公聴会

一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会の開催

ガス事業法施行規則（昭和四十五年通商産業省令第九十七号）第百十五条第一項の規定に基づき、件名、公聴会の期日及び場所並びに事案の要旨を次のように告示する。

平成二十四年十月五日

近畿経済産業局長　小林　利典

一　件名　株式会社長田野ガスセンター申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会

二　期日　平成二十四年十月二十九日　午後二時から

三　場所　福知山市民会館（京都府福知山市字内記百番地）

四　事案の要旨

1　ガス料金その他の供給条件についての一般ガス供給約款の変更（熱量変更費用にかかる繰延資産償却に伴う、総括原価の見直しにより、現行料金を平均三・九五パーセント引き下げる。）

2　詳細は、近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課及びガス事業課（大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号）並びに株式会社長田野ガスセンター（京都府福知山市長田野二丁目一九番地）において閲覧に供する。

五　その他

1　公聴会に出席して意見を述べようとする者は、別記様式により、住所（郵便番号及び電話がある場合は電話番号を付記すること。）、氏名（ふりがなを付すこと。）、職業（団体又は企業にあっては、その名称、所在地及び代表者の氏名並びにその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）及び職名）及び意見の概要を記載した近畿経済産業局長あての意見陳述届出書（一人一通に限る。）を作成し、封筒の表に「株式会社長田野ガスセンター関係公聴会陳述希望」の旨を記載して、平成二十四年十月十五日までに、近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課（郵便番号五四〇―八五三五　大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号）に到達するよう提出すること。なお、意見陳述の届出が多数の場合は、近畿経済産業局長が意見を述べることのできる者を指定の上、その旨を届出者あて通知する。

2　傍聴を希望する者は、官製往復はがき（住所、氏名及び「株式会社長田野ガスセンター関係公聴会傍聴希望」の旨並びに返信用はがきのあて先を必ず明記すること。ただし、一人一通に限る。）により、平成二十四年十月十五日までに、近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源エネルギー環境課（郵便番号五四〇―八五三五　大阪市中央区大手前一丁目五番四十四号）に到達するよう申し込むこと。なお、傍聴申し込みが多数の場合は、抽選により傍聴者を指定の上、その旨を申込者あて通知する。

3　公聴会が前記第二号の期日中に終了しないときは、翌日以降も続行する。

4　期日までに意見陳述届出書の提出がない場合は、公聴会は開催しないものとする。

薄記

意見陳述届出書

近畿経済産業局長　殿

届出者　氏名（ふりがな）　（郵便番号）

住所　（電話番号）

職業

株式会社長田野ガスセンター申請の一般ガス供給約款の変更の認可に係る公聴会に出席して意見を述べたいので、次のとおり意見の概要を付して届け出ます。

（意見の概要）

備考

1　届出書の用紙の大きさは、できる限り日本工業規格Ａ４とすること。

2　意見の概要は、できる限り所定の欄に記載することとし、意見の詳細を記載する場合には、別紙に記載して届出書に添付すること。

3　団体又は企業の場合は、氏名の欄にはその名称、代表者の氏名及びその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の氏名（ふりがなを付すこと。）を、住所の欄にはその団体又は企業の所在地を、職業の欄にはその団体又は企業を代表して意見を陳述する者の職名を記載すること。